二千十一年三月三十日に国際連合安全保障理事会がその第六千五百八回会合において採択した決議第千九百七十五号（二千十一年）

安全保障理事会は、

コートジボワールにおける情勢に関する従前の理事会の決議、特に決議第千五百七十二号（二千四年）、第千八百九十三号（二千九年）、第千九百十一号（二千十年）、第千九百二十四号（二千十年）、第千九百三十三号（二千十年）、第千九百四十二号（二千十年）、第千九百四十六号（二千十年）、第千九百五十一号（二千十年）、第千九百六十二号（二千十年）、第千九百六十七号（二千十一年）、第千九百六十八号（二千十一年）及び理事会議長声明、並びにリベリアにおける情勢に関する決議第千九百三十八号（二千十年）を想起し、

コートジボワールの主権、独立、領土保全及び統一に対する強い約束を再確認し、善隣、不干渉及び地域協力の原則の重要性を想起し、

コートジボワールの選挙後の危機が平和的に解決されることへの強い願望を改めて表明し、また、同危機は民主主義及び平和を温存し、コートジボワール国民の間での永続的な和解を促進する全体的な政治解決を必要とすることを改めて表明し、

コートジボワールにおける危機の解決のためのアフリカ連合ハイレベルパネルの建設的努力を称賛し、アフリカ連合及び西アフリカ経済共同体（ＥＣＯＷＡＳ）のコートジボワールにおける危機の解決に対する約束への支持を改めて表明し、

二千十年十一月二十八日の大統領選挙第二回投票以来急速に悪化している、コートジボワールが直面している選挙後の危機に関し、アラサン・ドラマン・ウワタラ氏のコートジボワール共和国大統領への選出を確認したその全ての従前の決定を再確認する、二千十一年三月十一日にアディスアベバで元首又は政府の長のレベルで開催された、アフリカ連合の平和・安全保障理事会第二百六十五回会合で採択された決定を歓迎し、

ＥＣＯＷＡＳ首脳会議による政治的イニシアチブを歓迎し、ＥＣＯＷＡＳ首脳会議が二千十一年三月二十四日に採択したコートジボワールに関するコミュニケ及び決議に留意し、

コートジボワールにおける最近の暴力の激化及び内戦への逆戻りの危険性について重大な懸念を表明し、全ての当事者に対し、そのような結果を防止するために最大限の抑制を示し、立場の相違を平和的に解決するよう要請し、

差別、敵意、憎悪及び暴力への扇動を構成する、いかなる当事者による全ての挑発的行動及び発言も無条件に非難し、

コートジボワールにおける国際法（人道法、人権法及び難民法を含む。）の重大な濫用及び違反を非難し、各国が文民を保護する主要な責任を再確認し、また、武力紛争の当事者は文民の保護を確保し、人道支援の妨害されない通過並びに人道要員の安全を促進するために全ての実行可能な措置をとる主要な責任を負うことを改めて表明し、女性、平和及び安全保障に関する理事会決議第千三百二十五号（二千年）、第千八百二十号（二千八年）、第千八百八十八号（二千九年）及び第千八百八十九号（二千九年）、児童と武力紛争に関する理事会決議第千六百十二号（二千五年）及び第千八百八十二号（二千九年）、並びに武力紛争における文民の保護に関する理事会決議第千六百七十四号（二千六年）及び第千八百九十四号（二千九年）を想起し、

二千十年十一月二十八日の大統領選挙の後にコートジボワールで行われた重大な人権の濫用及び侵害容疑に係わる事実と状況の捜査のために独立国際調査委員会を派遣することの決定を含む、二千十一年三月二十五日付けの人権理事会決議Ａ／ＨＲＣ／16／25を歓迎し、

自らの監督の下にある部隊によるものも含め、そのような重大な濫用及び侵害に責任を有する者は、責任を問われるべきことを強調し、

全ての人権及び基本的自由を促進及び保護し、人権侵害や国際法違反の容疑を捜査し、そのような行動に責任を有する者を司法手続きに付すことはコートジボワールの責任であることを再確認し、

コートジボワールにおいて現在行われている文民たる住民に対する攻撃は、人道に対する犯罪に相当する可能性があり、そのような犯罪の実行者は国際法の下で責任を問われるべきことを考慮し、また国際刑事裁判所は国際刑事裁判所に関するローマ規程第十二条3に基づき、コートジボワールにおける事態に対する管轄権について決定することができることに留意し、

コートジボワールにおける事態が国際の平和及び安全に対する脅威を引き続き構成することを認定し、

国際連合憲章第七章の下で行動して、

1　コートジボワールの全ての当事者及び他の利害関係者に対し、同国民の意思、並びにＥＣＯＷＡＳ、アフリカ連合及びその他の国際社会が認めた、アラサン・ドラマン・ウワタラのコートジボワール大統領への選出を尊重するよう要請し、また、最近の暴力の激化に懸念を表明し、女性、児童及び国内避難民を含む文民に対する暴力の即時停止を要求する。

2　全ての当事者に対し、アフリカ連合の全体的な政治解決を追求するよう要請し、この関連で、全体的な政治解決の実施のために上級代表を任命する三月十日のアフリカ連合の平和・安全保障理事会首脳会合の決定を歓迎し、また、全ての当事者に対して同上級代表と協力するよう要請する。

3　アフリカ連合が設置したハイレベルパネルが提案した全体的な政治解決を受諾しないとのローラン・バグボ氏の決定を非難し、同氏に対して、直ちに退陣するよう要請する。

4　コートジボワール国防治安軍（ＦＤＳＣＩ）を含む同国の全ての国家機関に対し、コートジボワール国民がアラサン・ドラマン・ウワタラ大統領に付与した権威に従うよう要請し、国際連合要員が文民を保護し、人権侵害及び濫用の監視、調査の援助を妨害する、ＦＤＳＣＩ、民兵及び傭兵によって国際連合要員に対し行われている攻撃、脅迫、妨害及び暴力行為を非難し、そのような国際法の下での犯罪の責任者は責任を問われなければならないことを強調し、また、全ての当事者、特にローラン・バグボ氏の支持者及び部隊に対し、国際連合コートジボワール活動（ＵＮＯＣＩ）と完全に協力し、ＵＮＯＣＩが任務を実施する上での活動に干渉することを停止するよう要請する。

5　女性、児童、国内避難民及び外国人を含む、文民に対して行われる全ての暴力、並びに、特に強制的失踪、裁判外の殺害、児童の殺傷、並びに強姦及び他の性的暴力を含む、他の人権侵害及び濫用に対する強固な非難を改めて表明する。

6　ＵＮＯＣＩが公平に任務を実施しつつ、文民たる住民に対する重火器の使用の防止を含め、物理的暴力の差し迫った脅威の下にある文民を保護する任務の遂行のために、その能力及び展開地域内で、全ての必要な手段を用いることへの理事会の承認を想起し、ＵＮＯＣＩに与えた全面的支持を強調し、また事務総長に対し、この関連でとられた措置及び払われた努力について、理事会に至急に通報するよう要請する。

7　全ての当事者に対し、ＵＮＯＣＩ及びこれを支援するフランス軍がその任務を完全に遂行できるよう、その活動に対し、特にその安全、治安、及びコートジボワール全域での障害のない即時のアクセスによる移動の自由の保証により、完全に協力するよう要請する。

8　全ての当事者が、二千十年十一月二十八日の大統領選挙の後にコートジボワールで行われた重大な人権の濫用及び侵害容疑に係わる事実と状況の捜査のために人権理事会が二千十一年三月二十五日に設置した独立国際調査委員会に完全に協力するよう要請し、事務総長に対し、同委員会の報告を安全保障理事会及び他の関係する国際的機関に伝達するよう要請する。

9　コートジボワール・ラジオ・テレビ放送局（ＲＴＩ）及びその他の報道機関が、ＵＮＯＣＩに対するものも含め、差別、敵意、憎悪及び暴力を扇動するために使用されていること、並びに報道関係者に対する脅迫及び暴力行為を非難し、コートジボワールで課されている表現の自由の行使に対する全ての規制を直ちに解除するよう要請する。